

様式 1 公表されるべき事項

別 添

国立研究開発法人国立循環器病研究センターの役職員の報酬・給与等について(令和6年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

役員報酬水準を検討するにあたって、当法人と同じく、研究開発を主要な業務とする他の NC 法人のうち、常勤職員数(当法人1,294人)で比較的同等と認められる以下の法人等を参考とした。

○国立成育医療研究センター...当該法人は、同じナショナルセンターとして研究開発を実施している。公表資料によれば、令和5年度の長の年間報酬額は、22,192千円であり、公表対象年度の年俸額は、11,580,000円であり、当法人とほぼ同水準である。また、非常勤役員の報酬額は、1日あたり60,000円であり、当法人と同額である。

○国立長寿医療研究センター...当該法人は、同じナショナルセンターとして研究開発を実施している。公表資料によれば、令和5年度の長の年間報酬額は、18,816千円であり、公表対象年度の年俸額は、11,616,000円であり、当法人とほぼ同額である。また、非常勤役員の報酬額は1日あたり60,000円であり、当法人と同額である。

② 令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、業績年俸について当該役員に適用される号俸に応じた業績年俸額に、前年度の厚生労働大臣の業績評価を踏まえ、評価結果に応じた割合(100分の120～100分の80)を乗じて得た額としている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

法人の長

常勤役員報酬支給基準は、月例年俸及び業績年俸から構成されている。
月額については、国立循環器病研究センター役員報酬規程に則り、月例年俸額(11,696,400円)の12分の1の額に地域手当(月例給に100分の16を乗じて得た額)を加算して算出している。
業績年俸についても、国立循環器病研究センター役員報酬規程に則り、当該常勤役員の前年度の業績年俸の額に、前年度の厚生労働大臣の業績評価を踏まえ、評価結果に応じた割合(100分の120～100分の80)を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

理事

常勤役員報酬支給基準は、月例年俸及び業績年俸から構成されている。
月額については、国立循環器病研究センター役員報酬規程に則り、月例年俸額(10,848,000円)の12分の1の額に地域手当(月例給に100分の16を乗じて得た額)を加算して算出している。
業績年俸についても、国立循環器病研究センター役員報酬規程に則り、当該常勤役員の前年度の業績年俸の額に、前年度の厚生労働大臣の業績評価を踏まえ、評価結果に応じた割合(100分の120～100分の80)を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
令和6年度においては、役員報酬の改定を行った。

理事(非常勤)

役員報酬規程に則り支給している。非常勤の役員の報酬は、日額60,000円としており、前年度からの改定はない。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

同上

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和6年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 20,679	千円 15,226	千円 5,453	千円 (地域手当) 118 (通勤手当)			
A理事	千円	千円	千円	千円 ()	R6.4.1		
B理事	千円	千円	千円	千円 ()			
C理事 (非常勤)	千円 2,940	千円	千円	千円 ()	R6.4.1		
D理事 (非常勤)	千円 720	千円	千円	千円 ()	R6.4.1		
A監事	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()			
B監事	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()			
C監事 (非常勤)	千円 2,826	千円	千円	千円 ()			
D監事 (非常勤)	千円 2,705	千円	千円	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

国立循環器病研究センターは、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設置された法人である。

当法人の理事長は、我が国の循環器病に係る研究、医療水準の向上を目指して、研究所、病院、オープンイノベーションセンター、バイオバンク、循環器病統合情報センター、創薬オミックス解析センター等の各部門1,200名を超える常勤職員のほか、レジデントや専門修練医などを統率して、循環器病疾患の分野における研究、臨床や人材育成などの面で成果を継続して生み出すための高いマネジメント能力やリーダーシップ、研究分野に関する高度な専門性に加え、法人のトップとして職員や国民からも信頼を得られる人物が求められている。

研究開発を主要な業務とする他のNC法人の長の報酬水準についても、概ね当法人と同程度であり、こうした職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当と考えられる。また、当法人の令和5年度業務実績評価結果については、Aであり、この点を踏まえても、報酬水準は妥当と考えられる。

理事

当法人の理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を掌理することである。理事職についても、理事長と同様に管理職としての経験やリーダーシップ、複数の組織や多様な職種を管理する十分なマネジメント能力が必要とされている。

理事の報酬水準についても、法人の長と同じく、研究開発を主要な業務とする他のNC法人の理事の報酬水準と同程度であり、職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当と考えられる。

また、当法人の令和5年度業務実績評価結果については、Aであり、この点を踏まえても、報酬水準は妥当と考えられる。

理事(非常勤)

当法人の理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を掌理することである。理事職についても、理事長と同様に管理職としての経験やリーダーシップ、複数の組織や多様な職種を管理する十分なマネジメント能力が必要とされている。

理事の報酬水準についても、法人の長と同じく、研究開発を主要な業務とする他のNC法人の理事の報酬水準と同程度であり、職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当と考えられる。

また、当法人の令和5年度業務実績評価結果については、Aであり、この点を踏まえても、報酬水準は妥当と考えられる。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

当法人の監事は、当法人の業務運営、会計経理が適正かつ効率的、効果的におこなわれているかを監査する任務を負っており、財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、監査業務に精通していること、常勤職員・非常勤職員併せて1,900人規模の組織の監査を遂行するリーダーシップが必要とされている。非常勤監事の報酬水準についても、研究開発を主要な業務とする他のNC法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当と考えられる。

また、当法人の令和5年度業務実績評価結果については、Aであり、この点を踏まえても、報酬水準は妥当と考えられる。

【主務大臣の検証結果】

当該役員の報酬は、研究開発を主要な業務とする他法人の役員の報酬額と比較しても妥当な水準であると考える。また、役員の職務内容の特性や令和5年度業務実績評価結果を鑑みても妥当な報酬水準であると考える。

4 役員の退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
	千円	年	月			
理事A	該当者なし					
	千円	年	月			
理事B	該当者なし					
	千円	年	月			
理事A (非常勤)	該当者なし					
	千円	年	月			
理事B (非常勤)	該当者なし					
	千円	年	月			
監事A	該当者なし					
	千円	年	月			
監事B	該当者なし					
	千円	年	月			
監事A (非常勤)	該当者なし					
	千円	年	月			
監事B (非常勤)	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】	
区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事B	該当者なし
理事A (非常勤)	該当者なし
理事B (非常勤)	該当者なし
監事A	該当者なし
監事B	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

常勤役員の業績年俸の額については、当該常勤役員の前年度の業績年俸の額に厚生労働大臣の業績評価を踏まえ、評価結果に応じた割合を乗じて得た額となっており、今後も継続していく予定である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

・当法人は、循環器病にかかる政策医療を担う国立高度専門医療研究センターであり、厚生労働省直属の機関から独立行政法人化したものである。職員の業務は、独法化以前と同様の業務を行っており、政策医療を担う先行独法である国立病院機構の職員の給与水準と同様に、当法人の給与水準についても国家公務員の給与を考慮して決定している。

・国家公務員…令和6年国家公務員給与等実態調査での各俸給表における平均給与月額下記のとおりである。

行政職俸給表(一)…323,823円、研究職俸給表…408,682円

医療職俸給表(一)…515,073円、医療職俸給表(三)…325,124円

全職員の平均給与月額…401,704円

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、平成22年の独立法人化当初より、業績手当の業績反映部分について、業績評価による職員の勤務成績を反映している。業績手当(年間4.2月)のうち、職員の勤務成績を反映させる割合は、1.6月(役職手当の支給を受けている職員は2.0月)である。

また、年俸制職員に支給する業績年俸についても、職員の業績評価を反映させており、前年度業績年俸額のうち個人評価を反映させる割合は、副所長・副院長:50%、部長:80%、室長・医長:100%とし、評価に応じて、+20%～-20%の増減率を適用している。

③ 給与制度の内容

国立循環器病研究センター職員給与規程に則り、基本給及び諸手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、業績手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当)としている。

業績手当(基礎的支給部分)については、基礎的支給部分算定基礎額(基本給+扶養手当+地域手当+研究員調整手当)に、6月に支給する場合においては100分の122.5(役職手当の支給を受けている職員は100分の102.5)、12月に支給する場合においては100分の137.5(役職手当の支給を受けている職員は100分の117.5)を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

④ 給与制度の令和6年度における主な改定内容

令和6年度は、診療看護師手当の追加、競争的研究費特別手当の創設、日本学術振興会特別研究員にかかる給与制度を整備した。

診療看護師手当については、医師の働き方改革を推進する上で、医師から診療看護師へのタスクシフトは非常に重要であり、診療看護師の人材確保に努める必要があるため、診療看護師の資格を有し医師の指示のもと一定レベルの診療補助や医行為を行う看護師に対して月60,000円を支給している。

競争的研究費特別手当については、研究力向上のため研究活動のインセンティブとなるように、国の競争的研究費については、研究活動に従事するエフォートに応じて直接経費から人件費支出が可能となっており、月150,000円を上限として手当として支給している。

日本学術振興会特別研究員の給与制度については、「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」への対応として、当該特別研究員を直接雇用した場合の給与制度を整備し、新たな年俸表を創設した。

2 職員給与の支給状況

①-2 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当等	
常勤職員	770	37.4	5,756	4,335	87	1,421
事務・技術	45	41.6	6,537	4,888	149	1,649
研究職種	4	49.8	6,763	4,944	117	1,819
医療職種 (病院医師)	34	43	12,310	9,555	79	2,755
医療職種 (病院看護師)	469	34.8	5,265	3,960	73	1,305
技能職種 (看護補助者等)	8	55.6	5,446	4,023	52	1,423
医療職種 (医療技術職)	178	39.3	5,556	4,163	106	1,393
福祉職種 (ソーシャルワーカー等)	7	47.1	5,657	4,217	74	1,440
専門技術職種 (診療情報管理士等)	25	46.7	6,036	4,518	121	1,518

任期付職員	50	39.8	9,564	7,420	66	2,144
事務・技術	2	—	—	—	—	—
研究職種	15	39.8	7,125	5,450	53	1,675
医療職種 (病院医師)	28	39	11,830	9,245	59	2,585
医療職種 (医療技術職)	3	27.8	4,355	3,340	127	1,015
専門技術職種 (診療情報管理士等)	4	54.8	6,756	5,091	114	1,665

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員(再任用職員)を除く。

注2:「再雇用職員」とあるのは、行政執行法人にあっては「再任用職員」とする。

注3:「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額

注4:「通勤手当等」は、通勤手当と在宅勤務等手当の合算

①-2 職種別支給状況(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員(年俸制)	人 70	歳 54.8	千円 14,199	千円 10,442	千円 104	千円 3,757
副院長等 (副院長・部長・医長)	人 46	歳 55.7	千円 16,255	千円 11,958	千円 100	千円 4,297
副所長等 (副所長・部長・室長)	人 24	歳 53	千円 10,258	千円 7,538	千円 112	千円 2,720

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:上記以外の職種については、該当する職員がいないため、欄を記載していない。

任期付職員	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員(年俸制)	人 54	歳 48.4	千円 13,963	千円 10,650	千円 118	千円 3,313
院長等	人 2	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
副院長等 (副院長・部長・医長)	人 36	歳 49.4	千円 15,641	千円 12,002	千円 113	千円 3,639
副所長等 (副所長・部長・室長)	人 18	歳 46.2	千円 10,608	千円 7,948	千円 129	千円 2,660
任期付職員	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

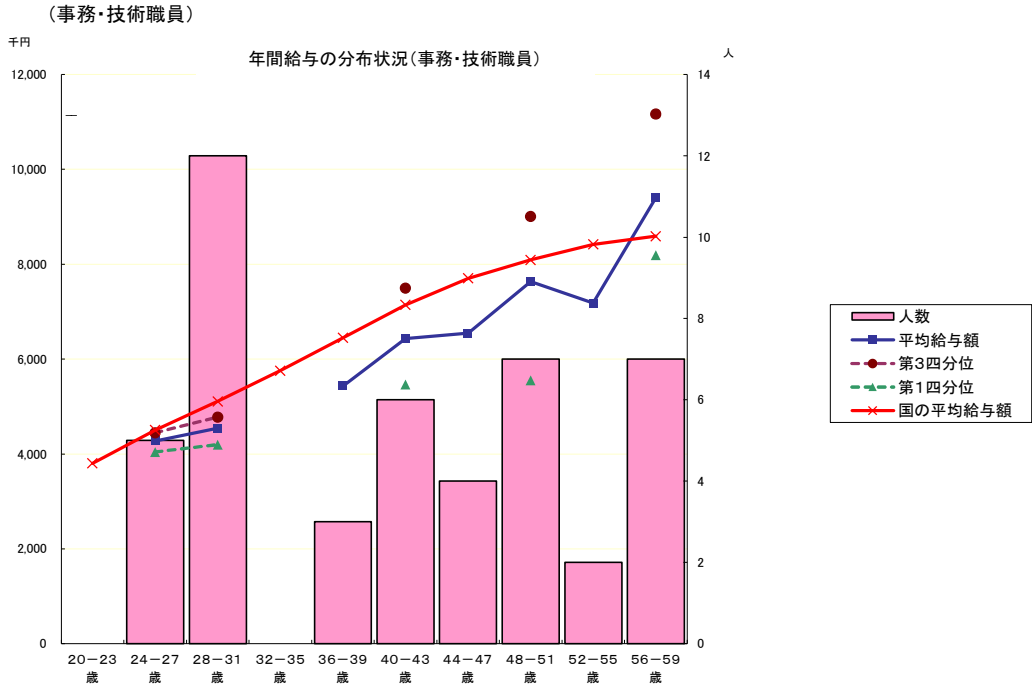
注1:上記以外の職種については、該当する職員がいないため、欄を記載していない。

注2:「院長等」、「任期付職員」については在職人数が2人以下のため、個人情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び令和6年度の年間給与額(平均)については記載していない。

・「在外職員」、「再任用職員」、「非常勤職員」については、該当する職員がいないため、表を記載していない。
・令和6年度を通じて在職し、かつ、令和7年4月1日に在職する職員(休職等により給与が減額された者を除く)の状況である。

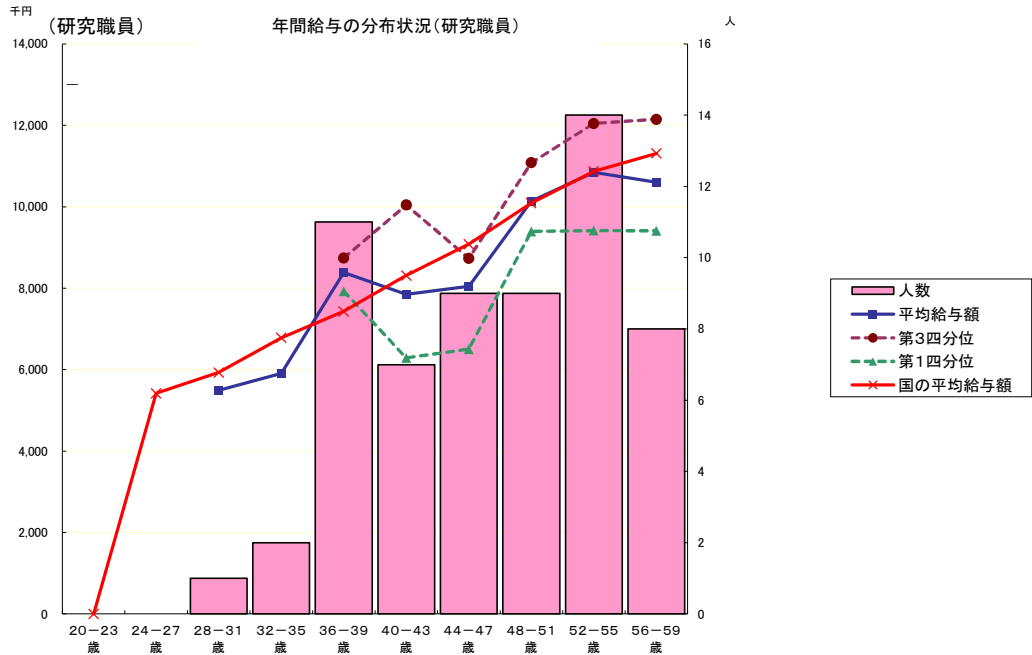
② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師)／教育職員(高等専門学校教員))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]

注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。



※1. 該当者が4人以下の年齢階層については、第1・第3四分位の折れ線を表示していない。

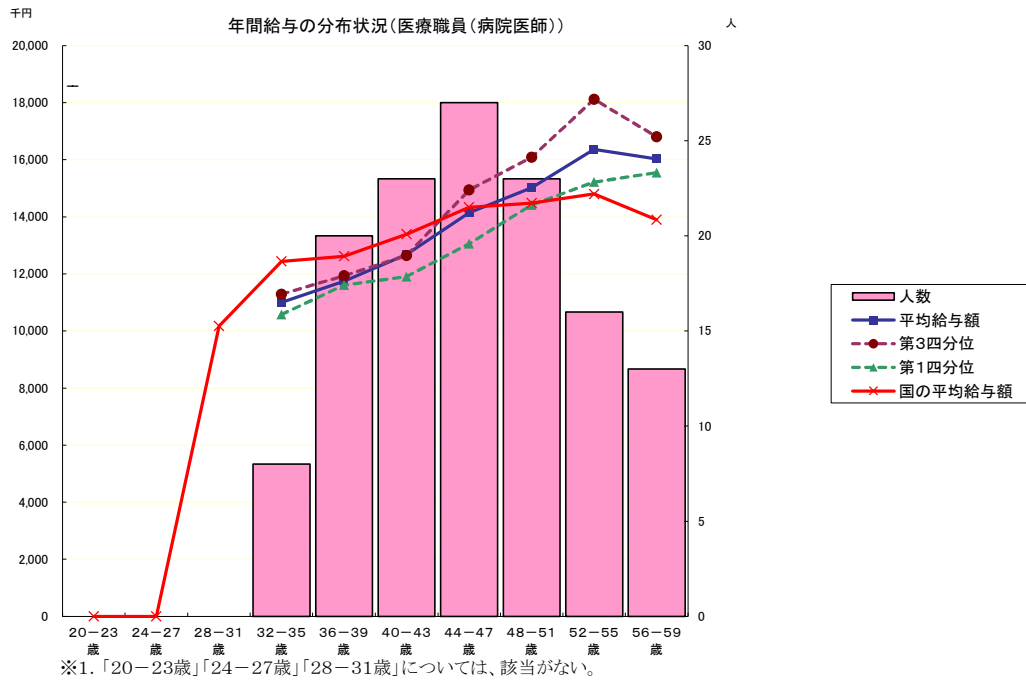
※2. 「20-23歳」については、該当がない。



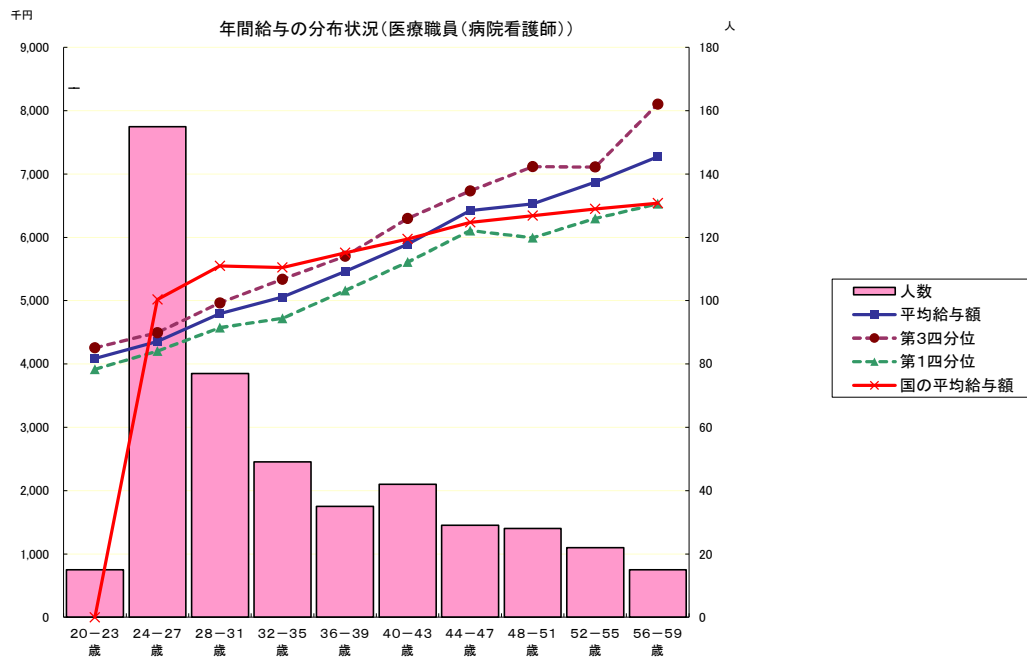
※1. 該当者が4人以下の年齢階層については、第1・第3四分位の折れ線を表示していない。

※2. 「20-23歳」「24-27歳」「28-31歳」については、該当がない。

(医療職員(病院医師))



(医療職員(病院看護師))



③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師)／教育職員(高等専門学校教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高～最低	
	人	歳	千円	千円	
部長	2	58.0	11,637	12,107	11,167
課長	8	53.1	8,986	10,125	8,443
課長補佐	7	47.8	7,733	8,274	7,170
係長	10	35.6	5,333	6,423	4,756
係員	20	36.5	4,723	5,989	3,838

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高～最低	
	人	歳	千円	千円	
部長	12	53.4	12,698	14,758	11,081
室長	29	48.6	9,232	10,751	6,403
研究員	19	41.9	6,982	8,739	5,489

(医療職員(病院医師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高～最低	
	人	歳	千円	千円	
副院長	2	-	-	-	
部長	27	56.8	16,964	19,284	15,263
医長	50	50.5	15,173	17,132	13,924
医師	65	41.5	12,145	15,019	10,543

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高～最低	
	人	歳	千円	千円	
看護部長	1	-	-	-	
副看護部長	3	55.2	8,215	8,509	8,014
看護師長	26	51.6	7,600	8,203	6,379
副看護師長	60	44.2	6,308	7,343	5,461
看護師	379	31.9	4,816	6,857	3,677

※1. 該当者が4人以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の「最高～最低」は、表示していない。

※2. 該当者が2人以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は表示していない。

④ 賞与(令和6年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師)／教育職員(高等専門学校教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 50.1	% 53.6	% 51.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 49.9	% 46.4	% 48.1
	最高～最低	% 54.8`47.4	% 50.3`43.8	% 52.4`45.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 55.8	% 60.1	% 58.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.2	% 39.9	% 41.9
	最高～最低	% 48.2`39.3	% 42.7`34.9	% 45.4`37.0

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 0.8	% 0.9	% 0.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 99.2	% 99.1	% 99.1
	最高～最低	% 100.0～41.3	% 100.0～42.5	% 100.0～42.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 57	% 60.5	% 58.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43	% 39.5	% 41.2
	最高～最低	% 51.6`39.2	% 47.4`34.8	% 46.4`37.0

(医療職員(病院医師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 0.0	% 0.0	% 0.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 100.0	% 100.0	% 100.0
	最高～最低	% 100.0～100.0	% 100.0～100.0	% 100.0～100.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 52.9	% 55.8	% 54.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 47.1	% 44.2	% 45.6
	最高～最低	% 100.0`39.4	% 100.0`35.0	% 100.0`37.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 50.3	% 53.7	% 52.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 58.0	% 46.3	% 47.9
	最高～最低	% 54.8`46.5	% 50.3`42.9	% 52.4`44.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58.0	% 62.6	% 60.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.0	% 37.4	% 39.6
	最高～最低	% 48.2`38.6	% 42.7`34.3	% 45.4`36.4

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 93.6 ・年齢・地域勘案 96.7 ・年齢・学歴勘案 92.6 ・年齢・地域・学歴勘案 96.2
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	国家公務員より低い水準である。
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 9.6%】 (国からの財政支出額 37.1億円、支出予算の総額 386.6億円：令和6年度 予算) 【累積欠損額 56.8億円(令和5年度決算)】 【管理職の割合 36.2%(常勤職員数47名中17名)】 【大卒以上の割合 82.6%(常勤職員数46名中38名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 37.8%】 (支出総額364.1億円、給与・報酬等支給総額137.61億円：令和5年度決 算) (法人の検証結果) 令和6年度は「年齢勘案」「年齢・地域勘案」「年齢・学歴勘案」の項目につ いて令和5年度と比較すると増加したが、要因としては、40代管理職の割 合が令和5年度と比較して増加したことが考えられる。 (主務大臣の検証結果) 国家公務員より低い水準であり、適切な取組の結果と考えられる。
講ずる措置	引き続き、一般職給与法適用の国家公務員の給与、民間企業の従業員の 給与、法人の業務の実績などを総合的に勘案し、適切に対応していく。

研究職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 98.3 ・年齢・地域勘案 98.5 ・年齢・学歴勘案 98.1 ・年齢・地域・学歴勘案 98.5
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	国家公務員より低い水準である。
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 9.6%】 (国からの財政支出額 37.1億円、支出予算の総額 386.6億円：令和6年度 予算) 【累積欠損額 56.8億円(令和5年度決算)】 【管理職の割合68.3%(常勤職員数60中41名)】 【大卒以上の割合100%(常勤職員数61名中61名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 37.8%】 (支出総額364.1億円、給与・報酬等支給総額137.61億円：令和5年度決 算) (法人の検証結果) 令和6年度はいずれも国家公務員の水準を下回っている。『年齢・地域勘 案』『年齢・地域・学歴勘案』については令和5年度と比較すると増加した が、要因としては、管理職の割合が令和5年度と比較して0.5%増加したこ とが考えられる。 (主務大臣の検証結果) 国家公務員より低い水準であり、適切な取組の結果と考えられる。
講ずる措置	引き続き、一般職給与法適用の国家公務員の給与、民間企業の従業員の 給与、法人の業務の実績などを総合的に勘案し、適切に対応していく。

医療職員(病院医師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 100.8 ・年齢・地域勘案 109.8 ・年齢・学歴勘案 100.8 ・年齢・地域・学歴勘案 109.8
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	○優秀な医師を確保するため独法移行時に先行独法である国立病院機構に準じた給与面での支給を行っている。 ○専門医資格に対する医師手当加算を支給している。(最大月10,000円加算、国にはなし) ○医長以上の医師に対しては、病院における管理職として国の俸給の特別調整額に準じた役職手当を支給しているが、当法人の管理職の割合が国の管理職(=俸給の特別調整額支給対象者)の割合を大きく上回っている。(当法人:44.4%、国の俸給の特別調整額対象者割合:41.1%※) ※国の割合は令和6年国家公務員給与等実態調査結果より算出
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 9.6%】 (国からの財政支出額 37.1億円、支出予算の総額 386.6億円:令和6年度予算) 【累積欠損額 56.8億円(令和5年度決算)】 【管理職の割合54.9%(常勤職員数144中79名)】 【大卒以上の割合100%(常勤職員数130名中130名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 37.8%】 (支出総額364.1億円、給与・報酬等支給総額137.61億円:令和5年度決算) (法人の検証結果) 令和6年度における数値は、国家公務員の水準を上回っているが、民間医療法人の医師の年間平均給与額は、14,678千円(令和5年実施第24回医療経済実態調査(2年に1回調査))であり、当法人が必要な人材を確保するためには、競合する業種に属する民間事業者、他法人等の給与水準と比較し、この程度の給与水準とする必要がある。 国からの財政支出は、年額37.1億円であるが、病院医師の人件費については、大部分が事業収益で賄われており、給与水準が高いことが直ちに国の財政支出の増加につながるものではないと考えられる。 病院医師における管理職の割合は、56.8%と国の俸給の特別調整額対象者割合(41.1%※)を大きく上回っているが、病院事業の特性から各職場ごとに管理する職員を配置する必要があるためである。 ※国の割合は令和6年国家公務員給与等実態調査結果より算出 (主務大臣の検証結果) 医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医療収益等の確保にかかると基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。今後とも、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、必要な検討を進めていただきたい。
講ずる措置	引き続き、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に勘案し、適切に対応していく。

医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 93.4 ・年齢・地域勘案 96.4 ・年齢・学歴勘案 94.7 ・年齢・地域・学歴勘案 98.6
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	国家公務員より低い水準である。
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 9.6%】 (国からの財政支出額 37.1億円、支出予算の総額 386.6億円:令和6年度予算) 【累積欠損額 56.8億円(令和5年度決算)】 【管理職の割合6.4%(常勤職員数469名中30名)】 【大卒以上の割合42.6%(常勤職員数467名中199名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 37.8%】 (支出総額364.1億円、給与・報酬等支給総額137.61億円:令和5年度決算) (法人の検証結果) 国からの財政支出は、年額38.2億円であるが、病院看護師の人件費については、大部分が事業収益で賄われており、給与水準が高いことが直ちに国の財政支出の増加につながるものではないが、引き続き、国家公務員の給与水準を考慮する必要があると考える。 病院看護師における管理職の割合は、4.4%と国の俸給の特別調整額対象者割合(1.4%※)を上回っているが、病院事業の特性から各職場ごとに管理する職員を配置する必要があるためである。 職員に占める大学卒業者の割合は42.6%と国(8.7%※)と比較し高くなっている。 ※国の割合は令和6年国家公務員給与等実態調査結果より算出 (主務大臣の検証結果) 国家公務員より低い水準であり、適切な取組の結果と考えられる。
講ずる措置	引き続き、国家公務員の看護師の給与、民間医療機関の看護師の給与、当法人の看護師確保の状況や看護師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に勘案し、適切に対応していく。

4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給、独身)
月額212,384円 年間給与3,111,741円
- 35歳(係長)
月額420,788円 年間給与6,486,632円
- 50歳(課長) 扶養手当
月額571,639円 年間給与9,073,506円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円を支給)

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の業績評価を踏まえ、職員の勤務成績がよりいっそう、的確に反映されるよう継続していく。

III 総人件費について

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給与・報酬等支給総額 (A)	千円 9,030,706	千円 9,165,397	千円 9,494,004	千円 9,644,098	千円 9,568,184	千円 9,740,838
退職手当支給額 (B)	千円 507,335	千円 215,265	千円 398,071	千円 326,129	千円 572,051	千円 420,315
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,867,239	千円 1,955,988	千円 2,174,398	千円 2,157,831	千円 2,425,749	千円 2,829,618
福利厚生費 (D)	千円 1,722,967	千円 1,719,371	千円 1,799,562	千円 1,809,257	千円 1,813,506	千円 1,982,159
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 13,128,247	千円 13,056,021	千円 13,866,035	千円 13,898,909	千円 13,898,909	千円 14,492,159

注: 中期目標管理法人及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

☆人件費の主な増減要因等

①給与・報酬等支給総額

・給与規程改正による基本給等ベースアップに伴う給与費の増(172,654千円)

②退職手当支給額

・退職者(退職手当支給対象者)の減による退職手当額の減

③非常勤役職員等給与

・給与規程改正による基本給等ベースアップに伴う給与費の増(189,856千円)
・超過勤務手当等割増賃金額の増による給与費増(214,013千円)

④福利厚生費

・給与規程改正による給与費の増に伴う事業主負担金の増(168,653千円)

IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

定年年齢については、60歳(医師65歳)としており、定年退職となった後は再雇用制度を設けており、非常勤職員(任期5年)にて引き続き雇用継続が可能となっている。

V その他

特になし。